

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

「夢とは、今できないことを、追いかけること」と語る自家製ロケットを打ち上げた北海道の町工場の専務、植村努。小学生の頃から大人たちに「どうせ無理」という言葉で夢を潰されてきました。それでも彼は自分の夢を語り続けました。「だったらこうしてみたら」と応援してくれる、夢を実現した人と出会うためです。意志と行動が出会うべき人を引き寄せてくれました。

「逢うべき系に出逢えることを人は仕合せと呼びます」と、中島みゆきが歌います。

もう会えない、声を聞いたかった人も、せつに思えば必ず応援してくれます。

## 私の書棚より

○労働市場が急速に変化するなかで、70代、80代まで働くようになれば、手持ちの知識に磨きをかけるだけでは最後まで生産性を保てない。時間を持って、学び直しとスキルの再取得に投資する必要がある。

○長寿と生物学に関する医学研究が際だった成長産業となり、サービス産業では医療と高齢者向けのサービスの比重が大きくなる可能性が高い。

「100年時代の人生戦略」

リンダ・グラットン/アンドリュー・スコット著  
東洋経済新報社

## 税務アンテナ

□相続税の課税価格の計算上、控除できる債務は、住民税、固定資産税のように賦課期日で納税義務が確定している未払金や所得税、社会保険料、借入金、入院費用などの未払金があります。

不動産を賃貸している場合に預かる敷金や保証金も、賃貸借契約が終了する際に返済する債務として、控除することができます。ただし、一般的に無利息で、相当期間の実質的な経済的利益が発生するため、複利現価率により計算した経済的利益を敷金や保証金の額面金額より控除した金額を債務とします。

また、債務ではありませんが、葬式費用も香典返しを除き、相続財産から控除することができます。

□消費税の税抜経理を採用している事業者が、その課税期間で、課税売上高 5 億円超又は課税売上割合が 95 % 未満の場合には、仕入控除税額はその全額を控除することができます。課税売上割合を乗じた金額となります。この場合、控除できなかつた仮払消費税等は損金算入することができます。

ただし、課税売上割合が 80 % 未満で一の固定資産に係る仮払消費税額が 20 万円以上になるものは、資産計上して 5 年以上の期間で損金算入することになります。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽に問い合わせ下さい。

## 6月の税務スケジュール

10日	○ 5月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11日)
15日	○ 所得税の予定納税額の通知
30日	○ 4月決算法人の確定申告 ○ 10月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 7月、10月、30年1月決算 法人の消費税中間申告 (休日につき 7月 2日)

30日	○ 6月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29日)
-----	--

今月の贈る言葉『人生とは今日一日のことである』 by デール・カーネギー